

**茨城県特定最低賃金の改定について**

～もうチェックした？最低賃金！

使用者も 労働者も～

特定の産業に従事する労働者とその使用者に適用される特定最低賃金が、次のように改定されました。労使双方が同意したうえで最低賃金額未満の賃金を定めた場合でもその賃金は無効とされ、特定最低賃金が適用されます。

特定最低賃金名	時間額(円)
鉄鋼業	834円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	811円
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	806円
各種商品小売業	780円

○効力発生日 平成26年12月31日

**問 茨城労働局賃金室**

**☎029-224-6216**

**心身に障がいをお持ちの方へ  
自動車税・自動車取得税減免制度のお知らせ**

茨城県では、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方で障害等級や自動車の所有者等が一定の要件を満たす場合には、障害をお持ちの方のために使用する自動車に係る自動車税及び自動車取得税を減免する制度を設けています。

減免申請は常陸太田県税事務所で年間を通じて受け付けていますが、下記の日程で市役所でも減免申請の受付窓口を設置しますので、ご利用ください。

○日 時 2月17日(火) 10:00～13:00

○場 所 市役所福祉課相談室

※新車、中古車新規登録に係る減免や自動車取得税の減免については、登録日から30日以内に管轄の水戸県税事務所自動車税分室でお願いします。

○必要な書類

- ・障害者手帳(原本)
- ・納税義務者の印鑑(認印可)
- ・運転者の運転免許証(コピー可・免許証両面)
- ・自動車の車検証または納税通知書
- ・生計を一にすることを示す書類(住民票等)

※減免の要件により手続きに必要な書類が異なりますので、必ず下記までお問い合わせください。

**問 常陸太田県税事務所収税第二課**

**☎0294-80-3314**

**募 集**

**公民館講座「金融学習グループ講座」参加者募集**

暮らしに役立つ身近な金融情報や知識を習得しませんか。

セミナーに参加するメンバーを募集します。メンバーとなった皆さんが受けた内容を決めて学習する講座です。

**【生活設計】**年金はどうなる？暮らしに身近な税金・教育資金と生活設計・家計簿の記帳 他

**【金融経済】**老後への備えと保険・クレジットカードの知識と多重債務・証券株式市場のしくみ 他

**【金銭教育】**子どものおこづかいを考える金銭教育・株式のしくみと金融資産のリスク 他

○開催期間 4月～平成28年3月まで(年6回程度)

○開催日 平日の夜間(曜日・日時はその都度決定) ○参加費 無料

○場 所 大宮公民館 他 ○講 師 金融広報アドバイザー

○申込方法 申込書に必要事項を記入のうえ、直接またはFAXでお申し込みください。

○申込期限 3月27日(金)

**申込・問 大宮公民館 ☎52-0673 FAX53-6807**

きりとり

公民館講座「金融学習グループ講座」受講申込書

提出日 平成 年 月 日

ふりがな 氏 名	性別	男・女	年齢	歳
住 所				
電話番号				

※本申込書の個人情報については、目的以外には一切使用しません。